

# 公益社団法人富山県教育会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県教育会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、教育尊重の世論を啓発し、富山県教育の振興を図り、もって児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育尊重の世論の喚起と啓発
- (2) 児童生徒の創造性や思考力の育成
- (3) 児童生徒の徳性高揚
- (4) 教育研究の推進と教育情報の発信
- (5) 教職員の資質向上を図る学習資料等の開発研究
- (6) 会員に対する福利厚生
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行う。

## 第3章 会員

### (構成)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した富山県内の学校（国公立並びに私立の幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等をいう。）の教職員である者（以下「現職会員」という。）及び教職員であった者（以下「終身会員」という。）
- (2) 特別会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した富山県内に住所を有する個人又は事務所を有する団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し特に功労があった者で、理事会の推薦を受けた者

### (代議員)

第6条 前条に規定する会員のうち、正会員及び特別会員の概ね30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

- 2 代議員を選出するため、正会員及び特別会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員及び特別会員の中から選ばれることを要する。正会員及び特別会員は、代議員に立候補することができる。
- 4 第2項に定める代議員選挙においては、すべての正会員及び特別会員は、みな等しく代議員を選任する権利を有する。理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項に定める代議員選挙は、2年に1度、その年の4月又は5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に実施される代議員選挙により選任された代議員の任期は、選任時に在任する代議員の任期の満了する時までとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。
- 8 前項の補欠の代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。  
(権利)

第7条 正会員及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項の権利、法人法第250条第3項の権利及び法人法第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び特別会員の同意がなければ、免除することができない。  
(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 名誉会員として理事会の推薦を受けた者がこれに同意したときは、会員資格を取得する。

(入会金又は会費)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員（名誉会員を除く。）は、入会金又は会費として次に定める額を支払う義務を負う。

- |          |            |          |
|----------|------------|----------|
| (1) 現職会員 | 会費（年額）     | 1,000 円  |
| (2) 終身会員 | 入会金（入会時のみ） | 15,000 円 |
| (3) 特別会員 | 会費1口（年額）   | 10,000 円 |

2 入会金又は会費の使途については、理事会決議に基づき定めるものとする。

3 既納の入会金又は会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該事業年度の会費の納入が、当該事業年度の末日までになされないとき。
- (2) すべての代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、

臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、出席した代議員のうちから選任する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき各1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、すべての代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての代議員の半数以上であって、すべての代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならぬ。前条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上18名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち若干名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(相談役)

第28条 この法人の機関として、若干名の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 相談役の選任及び解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた副会長を理事会の議長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならぬ。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、委員会を設置し、委員会の委員

を委嘱することができる。

2 委員会及び委員の構成、職務及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第8章 財産及び会計

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### (公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第42条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、金岡純二とする。

附 則（令和6年6月5日 富山県教育会定例社員総会）

第5条（1）を改正する。

この改正は令和6年6月6日から施行する。